



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長：
お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い：
お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

災害救助法の適用状況

○令和3年8月11日からの大雨による災害により適用

【令和3年8月12日適用】

島根県：江津市

広島県：広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町

福岡県：久留米市

佐賀県：武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

長崎県：雲仙市

【令和3年8月13日適用】

島根県：邑智郡川本町、邑智郡美郷町

【令和3年8月15日適用】

長野県：岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、木曾郡王滝村、木曾郡木曾町

＜お問い合わせ窓口＞
アスモ少額短期保険株式会社
契約サービスチーム
電話：0120-53-2610（平日10:00～17:00）